救命浮環の型式承認試験基準

[1]総 則

船舶救命設備規則(昭和40年運輸省令第36号)第28条に規定する救命浮環の型式承認試験のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

[2] 試験方法及び判定基準

試験方法及び判定基準については、次表による。

I 外観及び構造検査

		試験	方	法			判定	基	準	対応する国際基準	備	考
1					1							
	1	外観及び構造検査	Ĺ			1	(1) 外径が 800mm 以下で	、内径	が 400mm 以上のもので	LSA code/ 2.1.1	(1) 28-1-4	
		供試体の浮力材、	外径、内径、	質量及びつかみ綱の			あること。			MSC.81 (70)/ Part 1/		
		取り付け具合を検	査する。				(2) 本質的に浮力のある	る材料で	で造られていること。	1. 1	(2)28本文	
							浮力は、灯心草、コルク	くず若	しくは粒状コルクその		心 28.00	(a) (1)
							他の散粒状物質を詰めた	もの又	は膨脹させることを要		28-2	
							する気室により得るも <i>の</i>	でない	こと。			
							(3) 質量が 2.5kg以上	であるこ	こと。			
							但し、急速離脱装置に使	用する	ものである場合は、4kg	MSC. 207(81) による	(3) 28-1-5	
							以上の質量のものである	こと。		2.1.1.7 改正		
							(4) 直径が 9.5mm 以上	、長さ	が救命浮環の外径の 4	MSC. 200(80) による		
							倍以上であるつかみ綱が	、外周	に沿って取り付けてあ	1.1.3 改正		
							ること。この場合、同綱	は、外	周上の等しい距離にあ		(4) 28-1-2	
							る4点に等分間隔で結は	れてい	ること			

	2	供試体の外部の色を検査する。		2	非常に見やすい色であること。	LSA code/1.2.2.6	28-1-7
		THE STATE OF THE S					8-4
					10. 0R6. 0/13. 0 までを標準とする。)	1. 2. 2. 6 改正 LSA	
					10.000.0/13.0 よくを保华とする。)		
						code/1. 2. 2. 7	JIS Z 8721:1977
						A. 658 (16) ANNEX 1	(三属性による
							色の表示方法) に
							よる色相は、
							8. 1R5. 0/10. 0 ~
							10. 0R6. 0/13. 0
							を標準とする。
	3	供試体への再帰反射材の添付状況を検査する。		3	50mm 以上の幅を有する再帰反射材を救命浮環の4箇所		80 Ø 2
					に等間隔で全周に巻き付けるか、または、その両面に貼		心 80-2.1(a)
					り付ける		
2		標示検査	2				船名及び船籍港
		救命浮環に標示されている項目を確認する。			以下の項目が表示されていること。	LSA code/1.2.2.9	が未定の場合に
					(1) 搭載する船舶の船名及び船籍港		は、これらを表示
					(2) 投下試験の高さ	救命設備規則第 97 条	する場所が確保
					(3) 物件の名称	及び型式承認規則第	されていること
					(4) 型式	10条	を確認する。
					(5) 製造年月		97
					(6) 製造番号		型承 10
					(7) 製造者の氏名又は名称若しくは記号		

3		温度繰返し試験	3				28-1-7
		2 個の供試体(供試体 A 及び B)を交互に−30℃			周辺温度+65℃にさらされた場合、剛性が失われた	LSA code/1.2.2.2	8-1
		及び+65℃の周辺温度にさらす。この交互のサイク			兆候がなく、また、本試験後に収縮、亀裂、膨脹、溶解又	MSC. 81 (70)/	
		ルは、それぞれの直後に行う必要はなく、合計 10			は機械的品質の変化を示す兆候がないこと。	Part1/ 1.2.1	
		サイクル繰り返す次の手順でよい。				MSC. 200 (80) による	
		(1) 高温槽内で、周辺温度+65℃以上の環境に8時				1.2.1 改正	
		間さらす。					
		(2) 高温槽から取り出した供試体を翌日まで 20℃					
		±3℃の室温状態にさらす					
		(3) 低温槽内で、周辺温度-30℃以下の環境に8時					
		間さらす。					
		(4) 低温槽から取り出した供試体を翌日まで 20℃					
		±3℃の室温状態にさらす。					
4		落下試験	4				28-1-3
	1	温度繰り返し試験を終えた2個の供試体(供試体		1	損傷がないこと。	LSA code/2.1.1.6	
		A及びB)を、下端が水面上高さ30m以上となる位					
		置から、離脱装置を使用して水上に落下させる。				MSC. 81 (70)/	
						Part1/ 1.3	
	2	1個の供試体 (供試体 A 又は B) を、下端が床面上		2	損傷がないこと。	MSC. 226 (82) による	
		高さ 2m となる位置から離脱装置を使用してコンク				1.3 改正	
		リート床上に3回落下させる。					
5		耐油試験	5			LSA code/1.2.2.4	28-1-1
		供試体1個を常温にて軽油(JIS K 2204)中 100mm			収縮、亀裂、膨張、溶融、又は機械的性質の変化を	MSC. 81 (70)/	心 28.0(a)(2)
		の深さに浸漬したまま24時間放置する。			示す兆候がないこと。	Part1/ 1.4	

6	耐火試験	6		LSA code/2.1.1.5	28-1-6
	30mm×35cm×6cm の大きさのテストパンを風の影		炎への暴露後、燃焼又は溶融し続けないこと。		
	響を受けない場所に設置し、テストパンに深さ 1cm			MSC. 81 (70)/	
	となるまで水を入れ、さらに深さが4cm以上になる			Part1/ 1.5	
	までガソリンを入れ、点火のうえ 30 秒間燃焼させ				
	る。				
	耐油試験に使用した供試体以外の供試体を、下端				
	がテストパンの上縁上 25cm の位置を通過するよう				
	直立状態で自由吊下げし、2秒間炎に暴露させるよ				
	う前進させ通過させる。				
7	浮力試験	7		LSA code/ 2.1.1.3	28-1-1
	耐油試験及び耐火試験を行った供試体(供試体 A		24 時間以上浮き続けることができること。	MSC.81 (70)/ Part 1/	
	及びB) に質量 14.5kg の鉄片をつるした状態で淡水			1.6	
	に24時間放置する。				
8	強度試験	8			
	救命浮環本体を 50mm 幅のつり布で吊し、円周上		破損、亀裂又は永久ひずみを生じていないこと。	MSC.81 (70)/ Part 1/	
	の対称位置に同じ幅の吊り布により質量 90kg のウ			1. 7	
	エイトを取り付け、30分間荷重する。				
9	自己点火灯及び自己発煙信号との作動試験	9			
	急速離脱装置に使用する救命浮環の場合、同装置		自己点火灯及び自己発煙信号とともに、急速離脱装	MSC.81 (70)/ Part 1/	
	に浮環を格納のうえ、航海船橋に備え付けた状態を		置から円滑に離脱し投下されること。	1.8	
	模擬する。				
	自己点火灯及び自己発煙信号を製造者が推奨す				
	る要領で救命浮環に取り付け、同装置を使用して救				

 -	 		
命浮環を急速離脱により投下する。			
1			